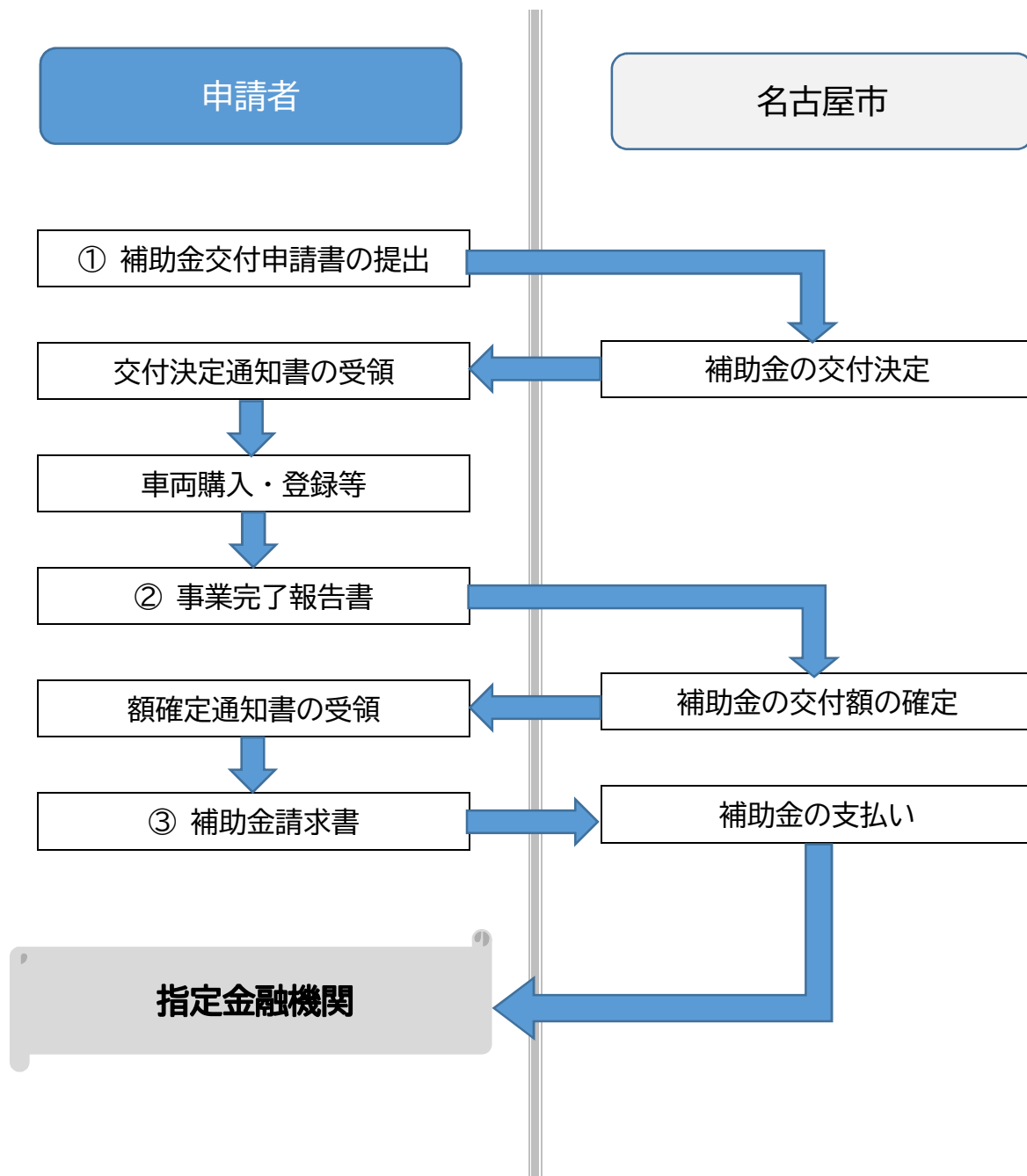


最新規制適合自動車代替促進事業補助金 手続きの流れ



申請に必要な書類等

①補助金交付申請書

〈提出書類〉

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 又は様式第 2）
- (2) 事業計画書（様式第 1-2 又は様式第 2-2）
- (3) 購入する車両の「見積書」の写し
※一式表示は不可。車両本体、天然ガス自動車への改造費、架装、付属品、諸費用、特別仕様、消費税及び地方消費税など内訳がわかるもの。
- (4) 廃車予定車両等の自動車検査証の写し又は既廃車車両の登録事項等証明書
の写し
※「自動車検査証」の交付年月日が令和 5 年 1 月 4 日以降の場合は「自動車検査証記録事項」の写し
- (5) 委任状（様式例）
※申請者が代表権のない方の場合提出してください。
- (6) 新車（購入車両）の概要（車両総重量・最大積載量・型式等）が分かる書類（カタログ、諸元表等）
※型式から最新規制適合であることが不明な場合は適合であることが分かる書類も含む。

リース事業者の場合、以下の書類を添付してください。

- (7) 貸与料金の算定根拠明細書（様式第 3）
- (8) 使用者（借受人）の営む事業及びその内容が分かる書類
- (9) 使用者（借受人）の使用の本拠の位置が分かる書類

個人事業者主の場合、以下の書類を添付してください。

- (10) 個人で事業を営んでいることが分かる書類（直近の確定申告書の第一表の写し、開業届の控え等）

〈その他〉

- ・ 交付申請に基づき内容の適否を審査のうえ、交付を決定します。
- ・ 交付決定後に交付申請の内容に変更が生じた場合は、「変更交付申請書（様式第 6）」を提出してください。
- ・ 交付決定後に交付を辞退する場合は、「補助金交付辞退届（様式第 8）」を提出してください。

②事業完了報告書

〈提出書類〉

- (1) 完了報告書（様式第 9 又は様式第 10）
- (2) 事業実施報告書（様式第 9-2 又は様式第 10-2）
- (3) 「領収書等※」の写し（車両本体及び架装費用等の全てについて）
※代金の一部または全額を約束手形にて支払った旨の領収書である場合は、「受取証明書」（様式）も添付すること。
- (4) 購入車両の「自動車検査証記録事項」の写し（型式から最新規制適合であることが不明な場合は、適合であることが分かる書類）。
※販売店の所有権留保を解除した場合は、初度登録時の自動車検査証記録事項及び移転登録後の自動車検査証記録事項の写しのいずれも提出すること。
販売店の所有権留保を解除していない場合は、(8)の書類の提出が必要。
- (5) 旧車の「登録事項等証明書」の写し等（旧車の廃車又は名義変更をしたことがわかるもの）※
※旧車の廃車手続きをしたが、登録事項等証明書の記載が「一時抹消」となっている場合で、自動車リサイクルシステムの車両状況照会において該当車両の解体報告記録日が確認できる場合は、そのページの写しを添付すること。
※提出期限までに廃車ができない場合は以下の書類を提出すること。
自動車リサイクル法に基づく引取り業者の「使用済自動車引取証明書」の写し、及び補助金交付申請者・引取り業者の連名で車両を必ず解体する旨の「確約書」（様式）を提出すること。この場合、解体を完了したことを証する「登録事項等証明書」の写しを引取日から 6 カ月以内に必ず提出すること。
- (6) 新車（購入車両）の写真 2 枚（架装部分・ナンバーを含む車両全景写真、ナンバーを含め補助を受けた車両である旨の啓発ステッカー貼付拡大部分等）
- (7) 「交付決定通知書」の写し又は「変更交付決定通知書」の写し
- (8) 新車（購入車両）の「売買契約書」等の写し（購入車両の自動車検査証記録事項の「所有者の氏名又は名称」欄と補助金交付申請者が異なる場合のみ必要）
※売買契約書を交わしていない場合は、販売店が作成した販売証明書等を提出すること。

リース事業者の場合、以下の書類を添付してください。

- (9) 自動車賃貸借契約書の写し
- (10) 貸与料金の算定根拠明細書（様式第 3、申請時と異なる場合のみ添付）

〈その他〉

- ・完了報告に基づき内容について適否を審査のうえ、補助金の交付額を確定し、「交付額確定通知書」を送付します。

③補助金請求書

〈提出書類〉

- ・ 補助金請求書（様式第 12）
- ・ 「交付額確定通知書」の写し
- ・ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳表紙の裏側等の写し（本市の口座振替登録番号を記入した場合は添付不要）

〈その他〉

- ・ 請求書等の内容を確認のうえ、指定された口座に補助金を支払います。
- ・ 支払い後の連絡は行いませんので、通帳の記入等でご確認ください。

④注意事項

- ・ この補助制度は、最新規制適合自動車への代替を目的とする国の補助制度と併用できません。県や他の団体の補助制度との併用は可能です。
- ・ 補助金の交付を受けて取得した車両については、取得後一定期間は市長の承認を受けることなく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し（リース事業者で貸与を目的として導入した場合を除く）、担保に供し又は改廃しないでください。併せて、用途を他に変更しないでください。
- ・ やむを得ず財産を処分等する場合には、事前に、その理由及び内容を記載した「取得した財産の処分に関する承認申請書」（様式第 13）を名古屋市に提出し、市の承認を受けてください。この場合、補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。
- ・ 当該補助金に関する書類は、補助対象車両の耐用年数の期間保存して下さい。